プロジェクト	時価の算定に関する会計基準
項目	第 455 回企業会計基準委員会及び第 166 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 455 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 13 日開催）及び第 166 回金融商品専門委員会（2021 年 4 月 23 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定

（第 455 回企業会計基準委員会）

2. 未公開株式に投資する投資信託に関するコメントについて、事務局の対応案は、非上場株式には様々なものが存在するが、投資信託は金融投資目的であるから時価評価である、といった説明と理解した。しかし、当該コメントの意図は、従来、直接保有する場合と間接保有する場合とで統一的な取扱いが可能であったものが、今回の新たな改正によって会計上のアービトラージが発生し得ることについて懸念を示しているものと認識している。そのため、金融投資目的で非上場株式を直接保有する場合と、同じようなものを投資信託を通して間接保有する場合で異なる会計処理をすることで良いという理由を整理頂きたい。

3. 今回審議で取り上げていない、投資信託財産が非上場株式である投資信託も時価評価が求められるかを確認するコメントは、投資信託財産が不動産である投資信託だけでなく、投資信託財産が非上場株式である投資信託についても時価評価するか否かを検討頂きたいという趣旨と理解している。そのため、未公開株式に投資する投資信託に関するコメントの提出者は必ずしも 1 団体だけではないことを配慮頂きたい。

4. 投資信託の構成資産である個々の投資信託財産について、時価算定会計基準に従って評価したものを基に投資信託の基準価額を算定しているため、評価する際には財務諸表ベースではなく基準価額を使うというのが基本的な考え方だと理解している。この点、未公開株式に投資する投資信託に関するコメントの事務局の対応案に

おいて「投資信託財産の評価額の単純な合計額が時価となるわけではなく」といった記載や、基準価額を時価とみなす取扱いの要件に関するコメントへの事務局の対応案の記載は、この基本的な考え方を分かりにくくするのではないか。

財務諸表上、貸出金を償却原価で評価している場合には、投資信託の構成資産である貸出金を時価評価して基準価額を算定しているはずであるため、その基準価額を使うということを明確にすべきと考える。

5. 時価の算定日と基準価額の算定日の間が短いとする例示期間を 3 か月程度とすることを求めるコメントの提出者は、この短いとする期間が必ずしも 1 か月に限定されないことは理解したうえでコメントしているため、事務局の対応案の記載は、コメントの趣旨に対応するように修正する必要がある。

6. 投資信託を保有している合同運用金銭信託に関するコメントに対しては、投資信託だけでなく金銭の信託の取扱いも検討するべきかどうかという点も含めて分析しないと対応は十分ではないと考える。

7. 基準価額は厳密には現行の時価算定会計基準の「時価」には該当しないというべきであるとのコメントに対し、事務局の対応案では、解約価格たる基準価額は時価算定会計基準の「時価」に該当するものであると言い切ってしまっているため、公開草案の「基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え」や「基準価額も時価となる」という表現に合わせるべきと考える。

（第 166 回金融商品専門委員会）

8. 時価の算定日と基準価額の算定日の間が短いとする例示期間に関する結論の背景の記載について、「基準価額を時価の算定日で更新する必要性が乏しい」と言い切ってしまうと、投資信託財産の流動性が低いものは時価の値洗いが必要ないとの誤解を与える懸念がある。基準価額がタイムリーに入手できない場合の実務上の取扱いを示すものであることを踏まえ、解釈上誤解が生じ得る表現は避け、簡潔にすべきと考える。

9. 海外・国内の未公開株式への投資が実務上どのような法的な形式で行われているか、実例を確認したうえでパターン化し、それぞれのケースの取扱いを結論の背景において整理できると良いと考える。例えば、海外の未公開株式に投資する場合、租税条約の適用上の観点から海外の契約型投資信託の形態は使わず、パートナーシップや信託勘定を経由した投資形態が多いと思われる。また、国内の未公開株式に投資する場合は、投資事業組合などの民法上の組合の形式か、信託勘定経由の投資形態が考えられるため、こうしたケースごとの実例を確認していくことが考えられる。

10. 本公開草案第 24-2 項の「市場における取引価格」に相対取引での価格も含まれると解釈する場合、本項が対象とする「市場価格における取引価格せず」に該当する取引がなくなってしまうように思うが、どのような取引が該当するのか、考え方を確認させて頂きたい。また、時価算定会計基準における「主要な市場」の概念を本公開草案第 49-2 項にも反映させ、「取引所を主要な市場とする取引価格が存在せず」と修正する必要はないか、検討頂きたい。

11. 金銭の信託については、会計処理は、信託財産の金融商品会計基準に従った評価額の合計額を貸借対照表価額とするが、時価の算定単位及び開示単位は明らかではなく、信託財産の中身なのか、金銭の信託自体なのか、その考え方を明確にする必要があるのではないか。

12. 非上場株式を直接保有する場合と、投資信託を通して間接保有する場合とでは経済的実態が異なり得るとの結論の背景における「投資信託自体が解約制限など固有の特性を有する」との記載については、非上場株式を直接保有する場合でもその非上場株式に売却制限等があり得るため適当でなく、削除しても良いと考える。

13. 「上場していない投資信託で相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合、観察可能なインプットと考えられる」とされているが、そのように言い切るのは適当でないのではないか。「相対で取引できると見込まれる価格」との表現では、それが市場データに基づいた観察可能なインプットと言えるのか疑問であるため、記載の修正を検討頂きたい。

投資信託財産が金融商品である投資信託における注記

（第 455 回企業会計基準委員会）

14. 財務諸表利用者が調整表の情報から得られるベネフィットが、企業側が懸念する調整表の作成にかかるコストにどの程度見合っているのかを見極めながら検討を進めることも必要であると考えているため、財務諸表利用者の声を集めて還元させて頂きたい。

15. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託において、レベル 1 からレベル 3 のいずれにも含めないこととなると、国際会計基準と異なる開示となり、財務諸表利用者にとって利用しづらいものとなるとのコメントに対しては、国際会計基準の取扱いとの整合性という観点も踏まえて考え方を整理するべきと考える。

16. 開示のガイダンスを求めるコメントに対する事務局の対応案として、形式的に開示のチェックリストとして画一的に用いられないよう、企業が個別に判断して決定すべきとしているが、納得しづらい。少なくとも金融商品時価開示適用指針で既に開

示例が用意されているものについて、時価とみなす取扱いが導入された場合の対応を検討すべきであり、解約等の制限も例示を示すことで財務諸表利用者の有用性が高まる可能性がある。

17. 「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当しないケースに関するコメントに対する事務局の対応案の理屈が分かりづらいため、時価をもって貸借対照表価額とする投資信託のみが注記の対象であることを明記したほうが良いと考える。

（第 166 回金融商品専門委員会）

18. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、レベル別開示から除かれることは明確であるが、時価開示においては、全体と区別しなくても良いのか確認したい。

19. 調整表の要否に関して分析頂き、公開草案どおり開示を求める形にして頂いたことに感謝する。レベル別開示をしないのであれば、なんらかの情報が開示されることを財務諸表利用者として期待している。

20. 基準価額には不確実性はないことから、調整表の開示の必要性は低いのではないかという点に対する事務局の対応案について、米国会計基準の NAV を時価とする簡便的な取扱いにおいては調整表の開示は求められておらず、コスト・ベネフィットの観点で有用性があるのか疑問であり、財務諸表作成者として納得感がない。貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益の開示で十分ではないか。

投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定

（第 455 回企業会計基準委員会）

21. 解約等に関する重要な制限の判断基準についてのコメントについて、当該コメントの提出者の意図は、投資信託財産が不動産である投資信託について例示を掲載しない理由等を結論の背景に記載すべきというものであるから、事務局の対応案に記載している「投資信託財産の換金性が低いことにより、重要な解約等の制限があることが一般的と考えられるため、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の例示を設ける必要はない」といった考え方を結論の背景に記載してはどうか。

22. 解約等に関する重要な制限の判断基準についてのコメントについて、事務局の対応案では「重要な解約等の制限があることが一般的」としているが、やや決めつけ過ぎと考える。基準価額を調整する必要があるほどの重要性がどういったものなのか、理解を共有できるようにして頂きたい。

23. 時価の算定日と基準価額の算定日の不一致についてのコメントに関して、当該コメ

ントの提出者は「直近に入手可能なものを用いることができる」ことの明確化を提案しているが、事務局の対応案においては「時価算定日の直近に算定された基準価額を用いることができる」としており、前者の方が、実行可能性があると考える。

24. 第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるかの確認についてのコメントに関して、事務局の対応案においては「別途例外的な定めを置く意図はないため、本公開草案を修正しない」としているが、そうした定めを別途置くべきでない又は必要性がない理由を記載すべきではないか。

（第 166 回金融商品専門委員会）

25. 「上場していない投資信託で相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合」という表現について、解釈に幅が生じると考えられる。この点の判断は重要であるため、時価算定会計基準に合わせた表現に修正すべきと考える。また、そのような場合が「観察可能なインプットと考えられる」と言い切ることについても適切でないと考える。審議資料上、解約等に関する重要性について、基準価額を調整する際の金額的重要性により判断すると修正を提案している箇所にも、相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合の説明があり、この記載も不要と考える。

26. 解約制限の重要性の判断について、基準価額を調整する際の金額的重要性により行うことを明示して頂いたことで、解釈がしやすくなったと考える。相対取引における記載を修正頂くにあたっては、全体の整理が崩れないよう適切に修正頂きたい。

投資信託財産が不動産である投資信託における注記

（第 455 回企業会計基準委員会）

27. 注記事項の十分性に関するコメントについて、当該コメントの提出者は「適用後レビューの実施を含めた継続的な検討が望まれる」と述べているが、事務局の対応案は「本公開草案を修正しない」としており対応していない。

適用時期等

（第 166 回金融商品専門委員会）

28. 解約制限を大まかに分類することはできても、その仕分けをするなど実務上の対応としては、詳細を確認し検討していく必要があり、相応に時間を要すると考えている。第 1 四半期に最終化された場合、適用までは残り 9 か月であり、その期間が短いと考えている。

以　上